作歌故實

二上

へ利4
470
2

作歌故實

二上

利
470
2

東京帝國大學圖書
門 ヘ 利4
號 470
卷 2

作歌故實巻之二

目録

㊀懷紙かうぢやうとぢ様
㊁懷紙寸法
續懷紙巻懷紙の料紙
㊂晴の時
中殿御會
披講讀師

四 白紙を置

五 秀歌よむのこゝろせゞ

六 秀歌ある席まて有の弘をとるまゝ

七 追悼懐紙

八 法楽懐紙

懐紙の題字

九 歌道の養子

十 哉の字

十一 書初 假字

十二 假名句歌懐紙

十三 續歌

十四 續歌懐紙

十五 唐紙に歌〻

十六 懐紙の礼紙

十七 旅道

十八 儒家。医家。画家。同朋。坊主。茶道。盲目。

坊官などすべて俗形の人は和歌よ名
乗を用ひ

(十九) 法師姿の歌続并總髪の歌續
やろうあくまで　ようろう　月代
髪を剃らず

(廿) 冠置字の歌

(廿一) 天地の歌

(廿二) 皆冠置字の歌

(廿三) 折句并皆冠折句

(廿四) 花の名ばかりよまし

(廿五) 會席より裝束引つくろふ

(廿六) 屏風障子などの絵を新よりもやり

(廿七) 男女互にそのんよりてあらむ

作歌故実

㊀懐紙かさねやうとぢ様

言塵集(七の巻)に懐紙ハ折籠次第にかさねて上籠

ハ次第に上にかさねるよう(ハ)ハ上

籠下籠女房俗徒と順次にしし児懐紙を

女房(中)にしてとぢ紙ハ檀紙を幅

一すもそうそうそれを四つにみて用ゐ懐紙

の裏(ウラ)に年月日會席講讀師等の名を出

上ぶたなどに地下の方より講讀師あるべきもあれば
序者のこゝにてとゝのゝべし

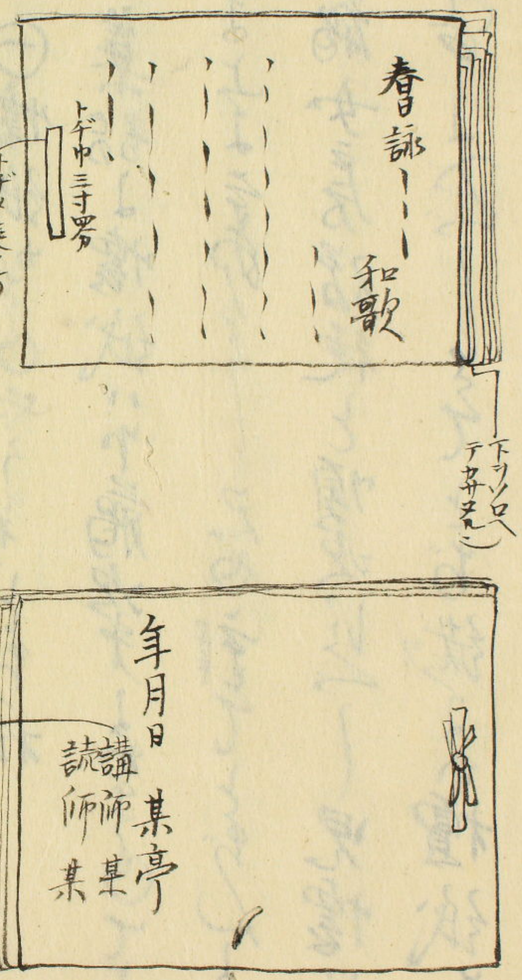

古くとぢぶる懷紙のやうにこの定なり尊後
作法目録ハ懷紙とぢやうのものいま
ぶ毎とぢ上ぶ紙のもとと奥とを定
かたぐ毎ハ中かりてもあらしまてもいと引結ぶ
四ふりきりて四つゝこゝてかとられもすびべ
し又とぢ紙をこゝよりもうしもとをと
上ぶるやうにもすびて懷紙ハほくるとき
又とぢ紙のこゝに抜口ゆあることまるゝ とゝ懷

紙をとづること三首までや四首以上にもとおぼゆる
さばしえてよんじ

㊂ 懐紙寸法

尊俊作法目録に懐紙の料紙上﨟中﨟下
﨟によりて寸法あるべし御製は大高檀紙一尺
四寸あまりなるをそのまゝあそばさるゝ太閤公卿
までは壱尺三寸を被用義也殿上人は壱尺三寸
の内を壱尺弐寸四分に切て用之又小高紙を
壱尺弐寸四分にて善通には公卿殿上人も用之武士
の人は壱尺三四分に切て用之いさゝか思ふのより
不可然寸義は是れ懐紙のをさをもつて廣さ
も天子関白太政公卿までは紙の法令次第たる
べく殿上人よりは甚相應にひろさをも改て
つめらるべし法中も門跡院家出世坊官
平侍其位に随ふべからずとかへ古きたまひ
[illegible]の侍はおほくさしおきばかりさされど善通の

人ハ長サ五寸巾より長サ一尺位なるべし
格別ニ短くていわ懐紙ハ長サ一尺
やそ尺長サ五寸ばかり短きいとゝまれなり
と淺野の人中高とその巾にて用ゐる
懐紙ハ讃岐檀紙を一尺二寸ニ切
て用ゐ人主人などの内懐紙ハ長サ
箱のゆなれば或ハ一尺ニ寸ばかり或ハ一尺
ハ長サとつゝむと敬実ハ長サ二尺記大永五年三月の条

ハ高檀紙二枚ヲ重テ書之高サ一尺三寸二分端
作ハ三寸五分計高檀紙即ヒロキ間一寸ニ切り
縮ナリ懐紙寸法古今無定様ニ成ハ
と成ハ取様あるべきこと

普通の懐紙料紙

天地一尺一寸七分
と成ル事一尺二寸位
なり
格ハ時宜ニよる定
ル寸法なり

武士の家の懐紙の料紙

天地一尺三四分ハ
と一尺二寸位なり
格ハ時宜ニ依る定
ル寸法なり

○續懐紙巻懐紙の料紙　五首七首は二枚つ
ぎ十首は三枚つくこれをつぎくるのしるしとす也
も三枚つぐ十首以上は千首に及ぶまでもよりつき
る従ゝ家ごとに大ひらかの巻懐紙をもて五花
を尺寸ばうなりき年人はそれより雑
くるべきなり續懐紙巻懐紙ともに檀紙
はゝぶりなるの色紙などよりもまさる
まことの八雲御抄云ふ普段は一枚及び十首可
續皆用高檀紙とかける

㊂晴の時

歌は晴のはしるふ中殿御會の時のるもしるよ
私の家の稽古会は晴なるゝ晴なるゝ歌すきす
恋て地下は歌會と称しるは僧侶なれば必
稽古會しるべしされば牧講。諳讀師の伺
候は及ばざる或正會などにはなるは極惑の
昔のことなれば中殿御會とるは清涼殿

まで行なはるゝ天喜四年三月廿七日より後あ
またびあれども中殿御屏風を新類記晴御屏風を
類記古今著聞集巻十三神皇正統記村上の条雲井にて記
などゝ書中殿い清涼殿の一名なり本殿雲記
御殿延喜式日本紀略北山抄江家次第拾芥抄名目抄路寝本朝文粋かりどゝ
殿のるゝ中殿の字よりいづれも清て讀ぶ讀
法なりとぞ通口秘記

四 白紙と置

袋草子の置白紙作法のみゝ題目并位置
計り書て諸人哥置之後置之逐電不居
講席之座云々。雖遠者臨時古今有如此寛
平法皇宮滝遊覽時源早朝臣。在原支子
朝臣行平中納言息置白紙云々記云即善朝臣献其
題哥云
やたゞ〳〵ぬれよもあまきて上のくゝ白の末〳〵
わき出のゝなみの色。侍臣等類ヲ聞テヨリ晨并

簡絃ヲ忘昇殿ヲ起居沈吟遂不能成大歎曾
臣等哥興非不及於如道等弥。然而臣等頗
知和歌道善〻悪〻ヲ今夜謀窮力屈遂悲其
悪如道等不和其道自以為善悲哉不知
道者之風或両人所宣甚大理也以道其
有兼名可恥哥者耳〻〻有興〻〻故人語云
先年殿上人〻詠和歌之間泰憲民部卿参入
有興之由人〻被示而称急〻由欲退出人〻留
之戸部云進置和歌可退出〻〻人〻兼諾仍
和哥ヲ書テ封之退出〻〻披講之期興之處位
署并題許ヲ書テ奥ニ書テ云於和歌者可追
進〻〻人〻感歎之且者不安之由〻〻凡得名
人中〻支云出ヨリハ遁避スル一ノ支也〻〻云
所行ノ柳置白紙ニハ題目位階官職名皆
書之哥許と石出置て逐電也寛平宮瀧
御覧日在原友干行平又源善有平友干白

紙心法如注（注とハ姓名ともいひ有注なくともよし）善ハ書上句許にて
昔侍臣講筵の千時茶憲自筆に茶憲被勅
之出て退下し扨て書歌巻に位署に真に於て
者追て進と出る時人皆感不堪人ハ不可然
近日悉連世一字還懐恥皆見苦る也道代不
出位署歌唯退下為る恐る也不詠ハ須用
白紙心法中山内府ハ其中興遊況宮なるの
次ハ無次古今の上句をもてとひ人も多し
出るとも無変る出た優ハやさしきさまを深て
是中く見苦形ハ古道なるたとへ代
いたきしとそ思ふ神風やとひ人も思ひ出
ふ〻其ハ作ハ京乱也不詠人中〻まと
不詠也花見所華通季の歌ことひのうこと
書又千載家書も今書家隆卿恥優る也
ふ〻古今著聞集（五の巻和歌）いつの比のうまら后上の
ハ〻ハのよう作ふ〻茶憲民部卿ありひとりれ

八月晦日にて思召立たる志のゆへにて退出仕度
申されたるとゝ人々ゆゑさぐり見れば さゝぶねかなとも
あるべきにて男のいとゐとい沼ゝんとやされそれを
名義諸あり引ゆゑ出封じてゆきて退出され
ゆゑ拙講の時られとひゝきんゝ位署等
歌ごうとゆきて奥出る於和歌い追る可進
とゝ思ひ引大ゝと名とえるゝ中ゝたるゝ
あゝゆゑ見れいけごうゝ一のゝゝ秀歌ゆゑ
みてゝ時どゝふも故事下ゝ白紙とゝ
ゝい沼法ゝ歌位異だうゝとゝて法人の
ゆゑて後られと云て逐電ゝて遠序の元
よゆごうとゝ寛平法皇ゝ院中院の時原昇
殿女平殿白紙と書ゝ言慶集
歌ゝ白紙ゝゝ引ゝ逢着上ゝ
よゝおられゝ当年ゝ法出ゝ白紙の
中ゝて捨て退出ゝ情ゝ歌の時ゝ故

の同傳なる其外よりおもしろき古文書を我家に
いとのびらして出すべしとの事なり大小の紙のうち似寄
しるしなきものをもてかやうのようにすし其のうち
ゆきうなどにも書とうに大畏の面を形畏
詠い追て可進也と出りしもてごとうとうに此
おい基俊卿歌の巻の口伝也と白紙の
ようもとい云もれの紙大なりけれど詠すい
その前なるひる女命合大図おを略とうく
此の白紙を巻てすておんなれど引出し右
の文どもを書て知べし

㊄ 秀歌の書のうつしを

袋草紙に有歌合之比長元小式部内侍入
哥人之時母泉式部為保昌書在丹後国定
頼卿小式部内侍局前立寄テ戯テ云イヤこ
丹後へ人ハ被遣候哉未飯参ト云テ起時式
部取直衣袖云

大江匡房のたのもしきほどにおぼえ給ふ事もあるべし

ありて定頼卿ヒキヤリ外トテ（抄云武後説）

頼長傳点著聞集五の巻十訓抄三の巻ともに

六月中入秋節之日関白殿

下遣俊頼朝臣詠歌云

秋のてる月のかげにうけいでなん秋のなかばの

すきなるべし元秀歌三首返度ハ不云是

故実ニ如之輩不審恥辱歟ニ点英

雲集五巻ニ名とはるべし中ニ

をいかにうつり出づるれば秋のなかばの月

のあり　ひとしく故実なるやいかに式部

おもしろかるべし

六　秀歌あり　席ニて哥歌と

席上ニ秀歌ニ出てあるべ哥の歌と

みいだすより右の秀歌を打誦して感し袋草

紙ニ小野宮右府記云寛仁二年十月十六日戊子立后中宮堂第三女大閤

執盃進居上頭摂政避座向右大臣三四返之

後大閤戯云右大将可勧盃我ゝ熟盃勧摂政
摂政度右府ゝ〻献大閤〻〻度右府次第
流返大閤呼下官云欲讀和歌必可和者
者何不奉和歌又云誇名歌ナムアル
このようなバ我ゝとぞ思ふ月のかげ
かなしと思つゝ余申云内府欲優美也長方満
座只誦此歌元稹菊詩居易不和深賞
歎終日吟詠備餐應余言數度吟詠大
閤和解雖不責和夜深月明醉各退出
これ秀歌よ古のかつしぜさる談なれど満座
誦此歌とつてるまてとゞて秀句の序まて拙句
の歌ハ中〻よりまゝつまされるよとつゞまて
歌上下ともふとゝ詞あつて余ハあまなのゝ

八所はんすし端作の字もおなじく階書よりて
行書にて字こゝろ〳〵ハ左のごとく端作名書
歌の番とも平等すして書て懐紙のごとく礼
しるすはべ上も端作の詠の字と歌の冠と
平等に奥の明間もなく料紙のかぎりまつ
めしりその為

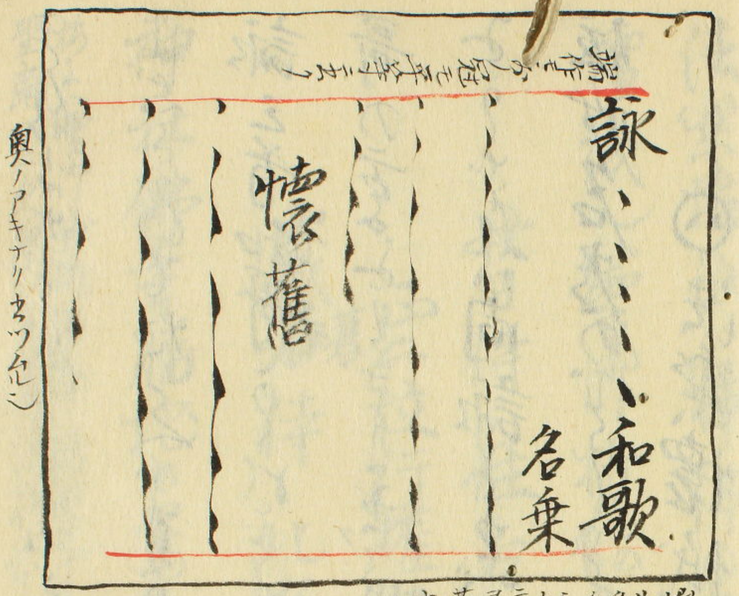

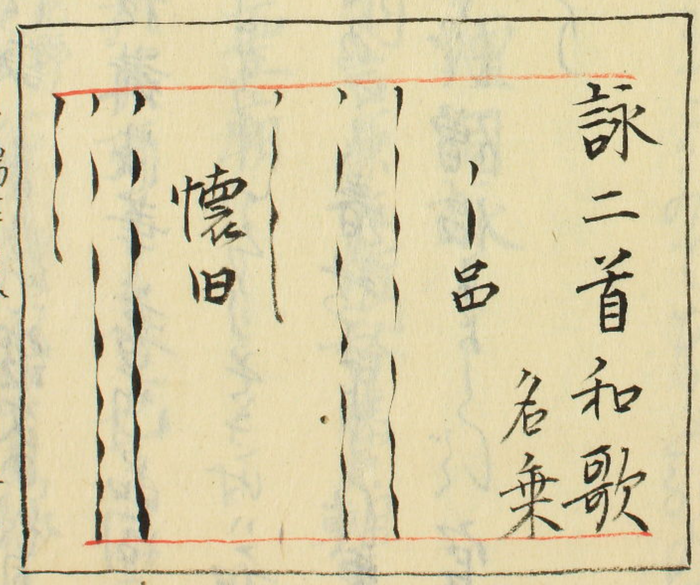

尊後法日歌よい追善などの懐紙のもくろみ
こと形ちとなりとのべも法事よりて経文の題目
よりとりてたとへば夏日講法華普門品同
詠三首和哥のごとくまづ出さきはい和
哥の言葉とりきこゝ出るもあり春村よりはじめ
なをうぐれい向詠と出べうべ僧侶よりはじめ官
位姓名者のごとくとつゝ

㊅ 法楽懐紙

法楽懐紙い神仏の前よりてよみて奉歌の
懐紙ハ雲市・竹二の巻よ

秋日侍　住吉社壇同詠〻〻

正三位行権中納言兼左衛督藤原朝臣

歳暮侍　北野聖廟〻〻

神社仏寺勝地名山其所と出之也と見え
拾ハ雲市抄流布本活字本ともに北野聖廟の上ノ字なり今ハ古写本ハ侍ノ字
尊後法日歌よい
仏神法楽の懐紙のもくろみ

春日侍　住吉社神前同詠三首和哥

うやうやしみぶし　先出人　入い法中なるべ　季のはるべ

うぐひたとべい

侍　日吉社神前詠五十首和哥

うやうやしみぶし　一首　三首　三首　七日

秋日陪　興福寺宝前同詠十首和哥

先出人　法中　季のはるべ　山河　いづれの

仏前　冷泉　某　如来　菩薩

某　権現　なぐもられ　准て　知べし　古筆　神社の懐

紙　関白　せぐる　はるべ　官の　考　はるべ　季

書せ　もなし　たで　萩氏　書　とび　礼儀類

典　自巻四百九十五至巻四百九十六　歌　御会　部　考べ

春日侍　住吉社宝前同詠

正二位　権大納言　侍従　藤朝臣　名乗

和歌

秋日侍　日吉社神前同詠　和歌

藤原名乗

夏日侍　那智大悲閣寶前同詠　和歌

源名乗

冬日侍　觀自在菩薩寶前同詠　和歌

平名乗

元日陪　柿本影前試　試筆　和歌

藤原名乗

中秋彼岸日侍某寺釈迦葉寶前詠ミミ歌

姓名某

右の品々中ニハ古墨痕ニよれるもあるハ古例ニ依
て余が考造れるもあり神前（神社まで用ゆべし）霊前（仏祚用）
寶前（同上）尊前（日上）御前（日上）仏前（仏ニ用）影前（御影の前ニ用ゆ）
などの字そのよりよりて用ゆべし すべて
かゝる端児ハ例ニ依て和ニ考児ることハ雲
御拾（二の）の御説ニ寶前霊前影前法楽な
どの義余已ニ神祇称号考ニのつりその外
ハ注釈ともなさずしてあるべし さて侍ハ侍座ニ
て御座の側につかふまつることを侍義ニ陪ハ陪従ニて
御座の側につかふまつる従義也

㊈ 歌道の差良子

萬載雑諺ニ俊成卿の嫡子ニ無読人家長と
いふ人ありしかど其器用ならぬによりて家道ニ歌

道の養ひとせしこの後定家ことの
ゝ出て後寂蓮ハ斟酌せし寂蓮ハ俗
名中務少輔定長とて養ひハ神代紀上巻
に天照大神の素盞嗚尊のみことの
しと始て流日本紀二の巻も假寧令義解
などに見えたり又唐土の漢書頂帝紀五巻
唐土祖家人傳なとかゝ書のふみ
くしぐし

十 哉の字

哉ハ古字なれ共いとふるくかなり哉の字を
いとしきあやまりとおもひたるハいとふるくの
し鎌倉室町のたの人の自筆のものにもかゝるハ
筆ていとゝ〳〵万葉集に君為浮沼池
菱採我袖沾在哉公目見欲是
二夜千歳如吾恋哉巻四行〻不相妹故
久方天露霜沾在哉などの加毛ハ後の加

奈良の名所きこえ賀茂翁あげつらひの
續万葉論百人一首初学 又顕宗紀に美飲喫哉此云于麼
羅伊烏野羅東屋柯倭とある柯倭
も亜音にて加奈にもあれどこれきこえより
て哉の字を用ひたるなるべしとあり

㊀ 齋の假字

須の假字に寿の字我うゝは鎌倉右軍の比
より唐紙に守久比壽とも書れたり又十王經に
樹有荊棘宛如鋒刃二鳥栖掌一名無常鳥
二名抜目鳥我汝舊里化成鶺鴒示怪語
鳴別都頓宜寿此鳥近呉語云祈家命鳴我汝舊里化成
烏鳥示怪語鳴阿和蓙加此鳥遠呉語病来招命尽とも
也喜常鳥杜鵑にて別都頓宜寿は鳴聲
也江談抄四俊頼口傳死ものの山ごえ聞るを
とゝ 拾遺哀傷童蒙抄八奥義抄下袖中抄十一 に依て無常鳥と名を

永正三年正月十日の奥

きりけうり 抜目鳥ハ烏し死人の眼をぬきほり喰
ゆゑなきの名なりとも阿和薩加い烏の鳴声
こふ〳〵許呂久とかくるいつれも五葉抽霊異記中俊頼昌房童蒙抄
八奥義抄中神中抄八 加良須の通音 十王経は田融一係な
ものて安倍和尚の抄
物顕昭の福中抄日蓮坊の十王讃歎抄
暦應のけて暮露草と源氏物語なる
どもに用ゐられ書と合き書 まうけられ
ぬ書なれと大同類聚方神遺方なとの假
も寿のなとなく用ひるとき

㊀假名句顕懐紙

假名句顕の懐紙ハ内のかたくなくとえて香出同抄
なともなく必ズ二首以上ハ花鳥井雅親卿の抄り
貫之のかな句顕のゆはありされど無ものの真蹟
伝ハれるまいあるべく名貫を行りて説を立テ
世ハ尊後世法自家ハ假名句顕のるゆ

おもておもて古硯の詞いと置所（オキドコロ）をとりてよみなき
るべしとも こゝにも三代集などやうの名ある集
の歌の一句を頭にしてその句の置所をとりて四
季恋雑によみわけてよみ出る之懐紙の案

詠二首和歌　素純

やまのしらゆき
のぼりくりそひて
しらすのよ山のとうまも
みゝなどもくん
あいてとしくて
つきたなさハまその方のうらで
なかまゆりあいてとしくて
中のきこえたそて

季子書同詠も姓も
まじく二行七字之三
首五首もかきすべく
多くべし

㊂ 續歌

續歌とふハ人〻あつまりて二千首三千首半首
百首などよみしことゝ右記童形等清忠車の段ニ當座續

歌探題等、哥数多不可詠之詩以可同雖
堪能童形可有心者也、まゝ作文續歌等
會相構不可有早出之、（こゝにいづれも児と
いまめかしき）吾妻鏡四の巻
建長三年二月廿四日甲寅、於前右馬權頭
第、當座三百六十首有、鎌歌二條中將尾
張守武藏守遠江守佐渡前司鎌田
郎兵衛尉等會合、以三百六十種重寶、欲
置物（おきものとも）、被書記物語、續哥ようもはなり
ぶれたりけるとて、歌ぶてに、
なるどうたつれば、堪能、
ていめもあまぶぶ、でゆ出ぬこと、頓阿六首、
の歌をとりてんとて、短尺かさねて、
あり、いれまてまうし出、不慶、ゆこゞ六首しらら
歌よみなとりうつてまきるとも、短尺かさね
五、頓阿のうつりてこれば、悪以前の歌よのうつるを
墨あり、すりてさうとも出て出畢（めでたしと）以あまり

皆よまるる慶雲とかりてはかりてで作るかやうの
はこそ法師のにはどいはあふれしとかりそれぶらそ
きよりしとそ中ゆるそのうちに一首おぼゆる
樽雲といふ題にて
山人のたのゆきてのたもれりよのたけも
のまれつ樽などえんそうのうつしられ
百首の連歌なりしバ堀川百首などやうのも
よまれて春廿首夏廿首秋廿首冬廿首
恋十首雜廿首なと探題と定て作者の多
き依て右一首二首三首五首十首なとも
堪不堪に依てよりとゝ又歌いかゝて分け
きしもあるそれいあ年歌まて百首より三十歌
まて卒首よりもこその所い同歌と二人三人まても
よりもとゝ一年探題い短冊まて後ま懐
紙に清書しこの集て清書歌懐紙とつゝまて
続歌の所に鎌倉より後のい撰集ゝ

㊀ 續歌懷紙

續歌の懷紙は端作より春の同じも詠の字も
なく續何首和歌とかきて次に行より春何首などを
てそれより題と歌とをつゝ名乗は下の句のすゑ
をしゝ官位姓はをゝび名乗のみすべて端に詠の
字と書の下句はよい寄合の懷紙よいなきことこそ
あ

續百首和歌

春二十首

立春

若草　名乗

柳　名乗

懷紙のやうに大〻二十首
以上の懷紙よりかくて
名乗と下の句のすゑ
句の果よりものしたる
をしるしまとめ書
紙の継目をゝび

續三百六十首俳諧歌

春何首

影何　　名乗

小　　名乗

續二十首和謌

菊

菊花盛　　名乗

紅葉淺深　　名乗

九月盡　　名乗

續五十首和歌

春十二首

初春　　名乗

雪中鶯　　名乗

橋辺霞　　名乗

歌と云へるそうしの所は歌と別に出ること名乗のこと

作者同上の所名乗ナシ

懐紙の体大〻十五首以上の懐紙に仕るべきなり

一尺寸許にて紙負はゝ懐紙の如く久安のごとくなり　檀紙鳥子紙と粉紙と

にて續歌懐紙は別に目安と云ふ事あるなり

とその目安は懐紙の始に継そうるも奥に継

そうるもいづれ一様なり　目安の書

題　姓名家續五十首和歌

歌の字姓名と平歌きき春十二首と一字下げて書

春十二首

初春　雪中鶯　橋辺霞

行路梅　春日　岸柳

夏七首　秋十二首　冬七首　恋六首　雜六首　こゝ
に項目をもて次ゝ作者の姓名とする

段ハ二段三段四段
よりまた段ハ
まし

作者

中宮亮藤原某　二首

中務権大輔源某　一首

已灌頂阿闍梨某　三首

僧某　一首

但馬守平某　一首

某殿北方家某　四首

某家雜仕某　三首

某氏妻某　二首

某氏母某　一首

某氏女某　三首

某氏某　一首

尼某　一首

平某　二首

某寺瑞紫大和尚某　一首

法橋某　二首

但馬守藤原某　三首

作者の名ハ官姓名
ともて位ハ官位に依
て何氏左衛門某
何氏何兵衛尉某
何氏某左衛門尉
何氏忠七郎平某
何氏文三郎平某
などゆゑ名のトヽ首三首
なと細名にて

㊀ 唐紙ノ歌

唐紙ノ歌ありとあるまきもくまきもくまきもくまきもくるいかさくる

きさらさ 愚記 文亀二年立八月の条 ノ自鷹司殿 承色紙

廿二枚 章渕僧都 戒名寺 所望 色紙二枚或人所望

三社託宣 唐紙 行海所望 廿一代集 巻頭歌 長唐紙為

憲 茅 今日書之とあるこそ唐紙なるべし

㊁ 懐紙の礼紙

懐紙ノ別ノ白紙ト重ルト礼紙トノ明証歌

部類 艶書可詠進 由とうる多 ノ書 高 檀紙二枚 二枚とあるは二首なれば 首懐紙の二枚なり

加礼紙 如立文裏之 ニ水記 大永五年 三月の条 ノ高

檀紙二枚重書之 ニ二枚重ル 也又 墨

益ルゝ紙ども 當時料紙ハ 歴名間

了簡 如此也 古モ又カリアリト云シ 度々

所為 區 也 ニ ニ ニ

㊂ 旅道

旅ととたびちとよみるい 古歌ととまうえ

ずたびみちたびのこちとよめる例ありさればかなとも文字のよのこしらへ

ハクゼンハクゼンとも〻ゼノミチ

ともよまるれい新古今 假名〻〻ゼゼとのく

いろのことなり和泉式部集 詞〻

あれなることとつふまい故出てもくびみちの

とはきこゆる又

和泉式部集

新撰編〻前中納言匡房

まぐさつぶ旅のこちもすそ出ずるかなる

とつて夫木抄 雜二 若道行

をこのふさうき家もく夜のつゆ〻ちるき

旅のこちれはしりもかはるくし

㊀ 儒家医家画家同朋 坊主 茶道

盲目 坊官などにて 僧形のハ和

歌〻名乗を用ひ

儒者医者画師 同朋 坊主 茶道 盲目 坊官など

すべて禿形（禿形ハ法師ノ形歟）として十徳法服など著用し
唐名（某庵某齋などの二字の漢名をつくる）釈名（某阿弥某院などの釈門の名をつくる）をもて通
称とするものハ懐紙短冊詠草草紙なるか
ぎりぶ和歌に名乗を用ふる例なり同朋ハ
衣服ハ俗服なれど禿形にして冠者（總髪やうの類を
もて冠者なり）なるべし又釈名つきて某阿弥と呼名（ヨビナ）ゆ
ゑ名乗ハ用ぬ医師も俗医ハ俗人なるゆ
唐名禿形にして十徳を著用ひる業ハ名乗と
なしに儒家画家も著きてなるべし釈ぶ
主茶道二目坊官の類或ハ唐名釈名をつき
十徳法服を著用し禿形の徒なればうる
ひ名乗ハ用ひきこゆるに近来医師坊主
茶道などの歌讀みぶりに名乗をつくりて
書ちらしあるハいとゝ例なきみぶりとも
嶋検校ハ博識の盲目なれバこれをんなりて
保巴一とゝ呼名（ヨビナ）の用て別に名乗ことなし

とかのうき連歌師俳諧師茶湯師碁打
象棋指などもこれこの定しもの連歌師
も名聚と別し用ゐるはなえて笑ひもてぜ

十九 法師姿の歌讀并總髮の歌讀

歌讀連歌師などもかりも剃まてはなと乱
もかりもるさかとてたけきものゝあるよ
首切ゝ死人ゝのなとろうさとあて法のまま
ゆゝて命全ん上なるゝ聽病ゝおこと
宗祇宗長の類すべし敵國のゝ後来ゝて
殺されざるい僧形とゝゆゝの佛德さ
れど形い西行めきて心い西行なゝ銀の猫
もえ捨ぬのこゝい酒食ゝ躾さもて風流と
ひなゝおのゝ活計のゝとざとそなりめる儒者
医師画師などの法姿なるも又首切
ゝの用意して道世者ゝなゝ者のさ
ものびゝ名古屋玄醫ゝ丹水ゝ或問日

醫為僧形何也曰無官位者不可近於貴
故與僧官呂之或曰古者黷行私人妻妾
者故使為僧形如陽侯殺參侯而竊其
夫人故大食廢夫人之礼者也（淮南子訓の説）とつ
いでもかうづめ説ゝて論じてゝたゝび今
の世ハ總髮とて月代そゝれ總角頭の俗の
者も出家もうみづゝゝい法師姿のんとう
らうゝて古代めきゝうゝ公家めきゝうゝ
ゝとひゝめれとこれゝさ世ゝて有ゝ髮ざる
ゝて實ハ法師沒ようゝゝめ毛ゝるぞこれゝ後
あゝと法師ゝてゝゝとき毛ゝの書妄のんとりんと
てうゝてきゝと初ゝてゝる總髮ハ垢ゝてゝ
も汗ゝてゝげゝもゝえゝようゝゝろひてゝうゝり
き油とひきつゝやゝゝけづりかゝ笠の紙ゝ
てもひうゝろひうゝかゝどい元食芝居の方髮
めきてとりゝかゝうゝゝまれバ法師ハ

徳繁ともに奥の御代の西侍まあ〜だ子の
しあ世のあ〜志と立てい〜そ〜こたげまんと
のこれすどいかけても見ゆまじき姿されど
ゆかう〜名とげ年おい学隠きし〜ん法い
かくもなごいとかするよいうで三条の御前召
出てはさぶ〜ぶやいうで人の上席に着てき
つとうほせぶやのんぶまい〜てその家まも生業
その業ともせぶ〜ものいとき行どとん徳
角姿法ぶ姿なるんぶいとみまし〜きよだ〜まて
て夫の御家すても法ぶ姿まんあ〜しゆふこいら
ゆどやいす〜この法ぶの官女を犯し人の妻妾
こ和ものかど〜すど〜ぶ法師とても法
具あらこんまい女どもいてきらふぶきい賢
明の君ハさる学なり姿の皆とぶけ男ん
平侍の人と召まつりしまいんこそ人でしき
見ぶなれ儒家いらこる眼をひらきて毛

徳角姿（ワヤシュスガタ）佐伯姿（ホウシスガリナ）のものいと〳〵ものれこ高代のや
ろうあるまとのつるふもと下ゴ頭の体（サヒ）ま仕れ
ばほろ髪（カミ）とゝふべきと訛（ヨヲリ）てやろうあるまとい
いつるこ假名も与保（ヨホ）呂と如（カリ）と示（ネヅシ）とした也（ヤ）呂宇の也（ヤ）
ハ与の通音こ保と略き呂とをくゝ引て也呂宇
とゝふこゝろ丁ハ今の世の夫役の名とゝふ民の
男廿より二十まてと正丁とゝ六十より六十五
まての老弱と殘疾の者とを共に除丁とゝ
せうりサまてと中男とゝ廿より役せてゝ
品よりて仕丁役丁白丁直丁駅使丁荷
丁軍丁運丁鍬丁綱丁斯丁助丁なとゝ
の名目ありくゝきとハ孝徳紀 年 持統紀
類聚國史 職員令戸令賦役令延喜
式 やと先りてとゝ〳〵 与保呂ハ和名抄
（三の巻千巳類部）丁太素経注云胸曲脚中也和名與保呂
とゝんえて俗よ呂のヒワカミとゝふところなり 新

撰字鏡内部に云ハ脚曲脚也屯宇豆阿志また醪
脚節也支比〻須乃知又与保呂乃須知脚之
後大竹節などいひ仁徳紀に云ハ脚踵しるの
足物語書空穂物語上の上同物語上の十第七月宮
などそのかたちをよ髮ハ長
だうりなどいふもの髮のさがりバの脚のかたち
までかようにさまざまの下ハ脚カ駈使の夫なれど
脚の名ともてようにとかの人足といふも同
じくされが今のハ下ものやうで脚のかたち用
しうり後三年の繪ときてとめとして古き垂巻に
下人のやうに頭いとかほうりこれ下の頭のさ
まし夫人ふいあるまできとなれど兵草ずで
きるの世甲著る頭上熱まて堪ずされ脚
代とて平月の形より百會のかうと刺透
しること今の児童の中刺といふもの
月輪禅閤兼実公の正海安元二年七月皆建春門院崩御の
自件簿中時忠卿出家其頭頭眉不正月代大二見苦シテ色殊ニ〇ス

ゑゝ西行撰集抄四の巻志賀中将頼實發心の
事あるゆゑ
をゆゑ月ちろやどのざくらのこえ
しるべ出たりゝ又六の巻西住上人往生の事
ゝとゝかゝぶきてゆきとり月しろのえ
ゝとゝりゝゝ文覚近傍院に入そのあゝ月し
ろなどあぶらのそとくあをとおもるゝとおぼ
えゝゝゝ砂石集六の上巻説經師強盗ヲ令
發心事ゝサテソノ次日ノ夕方月代有ル入道コ
ノ房ニ来テヒソカニ申入ケルハ夜部ノ強盗道
ニナリテ参テ候ゝゝ太平記九の巻大塔宮熊野
落の事ゝ片岡八郎矢田彦七アラ勢ヤトテ
頭巾ヲ脱テ側ニ指置ク實ノ山伏ナラネバサ
カヤキノ跡隠ナシゝゝ（参考本ハ月額とのてサカヤキとゝゝ）やとある
ゝゝゝ結城戦場物語の巻ゝも結城
七郎氏朝切腹の体と月代剃ゝゝ頭ゝゝゝ

きこうさて月白とサカヤきとゝいふ馬の頭
を逆焼しこうさまにしてゆうれいなるべし應
仁より後天下大に乱きて武士甲を脱ぎなく
鞦さとのきこと月白を刺ゑろめて並ゝて頭
のさまはいかなれこと西山上縁起梅津長者はなの
亜ゝいさやでいやしかゝぬんのやうに頭ゑゑれ
勇猛の武士の頭つきなれい万民とゝくまね
ひゝなて古代の總髪ゆゑ公家神通者医師
なとやうの弱き長袖のゝものゝ洗れるゝ法師
医師もやうに頭や法師あるまやこうゝの
あるまもてうりゆるく坐といなりまうもく
今のやうに頭いまこの風ゝかのいねと天竺
の羅髪(チベしかミ)四頭(ボウズ)ゝまねびて清国の黐栗頭(ケシボウズ)
ゝもゝこび独万国こ秀てゝうくたふと
き勇士の歌つきこれを武士頭(モノフガシラ)といふ
てやうに頭(ボウズ)とゝぶゝくちとゝきこと天今の

俗のことば詞ノヤラウメアノヤラウメなど
はハワラハの詞畿内のハコノワロカノワロなど
ソウ丁頭のヤロウとゐのまゝ〳〵野郎な
ど文字のようなる説い取るたぐひなるべし
因ようもん髪を剃て出家のまねをするを学ぶ剃刀
用しも俗人ようにやきとこされば髪をとるを剃刀
剃刀あてそこなひ髪をとるなり

㊌冠置字の歌

歌の頭に定ぬる文字を置てよむいと沓冠
の歌の冠めき〳〵源順集にあめつちの歌畢首と
為忠朝臣の六帖にあめつちうれかを
のうぎりまそのゆゑしらこれいまもも
はなれかをとめとあるこそ頓阿高野
日記にいろはと冠よるきそ畢首とつくり也
影前にそなへ
いまはとて仏の名とゐたもつ人なるこ
ひかな

ろもうもきれくしたとして法のたたうあめ
のうそそゆく

姉小路権中納言基綱卿春日社参
記に南都かすがの大社まうでとあり一すじづゝ文
字のかゝふまじて十三首の法楽とあり
ぬるはんざ[illegible]
いの出ぬるたゝ[illegible]又ねとかぐらんとてとて
思ひづめるもゆく[illegible]
仲ときくゝとと[illegible]
う社てりすゝとを[illegible]
こゞきとも[illegible]
あのすゝとめで[illegible]
しの海きとこの[illegible]

人のうきことをそこなふ悪流あるべきことなれど
とくとのまれたんつまりこれてあのもの多の
わすれぬ思ひとの出るとばかりのやうに
思つけ作り物これさきよりつまとせてあそび
らるべきなるものなるべ人のうちよりはじめぐ
らしことのそこなひ
なれどもたしうなるべうれのほどともわるい
思これを思ひとどめたるうるなり

秋雲象

なるべつてあれるすべる作る人花月の見なるべ

秋天象

村雨ゆきしとふやこ時雨きて世るの人の秋の雲と

秋地儀

野ありなるあつて人の色ときよ三春の山の秋のみを

社地儀

ことごとくなるべてそうれ事なのかたのるして社の雲

秋植物

[illegible]

秋植物

[illegible]

秋動物

[illegible]

秋動物

[illegible]

秋雜物

[illegible]

秋雜物

[illegible]

秋人事

[illegible]

秋人事

[illegible]

秋人子

是は前にしるしたる僅に詠と天地を詠る秋の子與

宣胤卿記（永正三年二月廿四日の条）に今度於神前詠哥

うたは山部は四首ならでは其の外にはなき

是はつくし

この歌の山部は名もしらぬものなれと歳の經積の

毛をもわたらぬ春日大明神の御字を句の首に

おきて

かはりの御ほいの人なり所とありける詠し

ちうふは置字の歌のさまにならずそへし

所見はなほかくてゆくへきにあらん

（廿二）天地の歌

源順家集にあめつちの詞四十八首あり歳末着

忠朝臣歳六ちんよめるもの也しなりつれはみ

ののさうにそのりをとはせさうこれはしまにはせ

はとものとのかてからめる

春

あしたさしこめてうつくしき中山の桜ゆえ

めれてつくるあめ

めもそこよこのもかのもくもりなくうつる合

そはのうとのもれつるあめ

[illegible]

[illegible]あり[illegible]いたるも書冠の侍置字の

あめつちはそもそもとそうの[illegible]とあればさい

いつもこれ有忠朝臣のもしあておこせる

うたと頂のもとれ歌の上下置字にて

もしもれば書冠の歌なれど其他の歌と名目ユ

なりて別なり

㊀書冠置字の歌

八雲御抄一のよ書冠始とりよ手字とそこめて

郢なり文字は一も二も三もならひまいらせて詠之
たとへのなかのあやしやとそらゆけばんそとあるよ
ちりぬつゝなる色をはとそしめると思ひてなが
めをうけける事しかやうのまは力もいらじひ
げよやすきことなれば法に存ぜずこと梅にさな
の中三との歌古今名物に二の句目にあくやとそ
とれて事書にをさほどなるとてそてなるが
めでたうけれどよめたる人のいひかれがよめる僧
正聖寶は遍照家集にもまいらするおかしや
うたまで入らるゝ僧正聖寶をと僧正遍照と略と
おもひあやまりて後の人集にとり載らんも知
へつらじ新勅撰雑歌に寒の路に定家卿の御て
給へるついでに僧正聖寶は、とそじめるとそ
よみなかゝめをつけて寒のうことよみて給へるを
かゝり侍られがそのんよまんとやてよまん侍る夫
僧正親厳

きつねの日つゝとのゝしりのゝ
はなゝくてそゝろこれ〳〵のおよそ沓冠のさまなる
べし源頂集のあめつちとそゝもまさ沓冠の俳
なり

(サニ) 折句 并 沓冠折句

和歌童蒙抄ナノ書ヨリ折句哥

カラコロモキツヽナレシマツシアレバハルヽキヌルタビ
ヨシヅオモフ　句ノ上ノ字ヲメニカキヅバタトオキタリ
カブリノ
アフサカモリニ　ハユキノセキモサヽズタヅネテトヒ
コキナバカヘサシコレハ句コトノカシラニアハセダキモノ
スコシトスヱテ仁和ノミカドノカタ〴〵ニタテマツラ
セタメシヘリケルニミナコトロモエヌカヘシラタメテマツリ
ケルナセニヒロハタリミヤスヱ所ノタキ物ヲ奉ラセ玉ヘリ
ケレバ心アルフニメデオボシタリケルトカタリツタヘ
タルウタメナリ　抑ハ此説業平ノ日の宮ノ事ノ

ヲノヽハギミシアキニヽズナリソヽスヘシタニアヤナ
シルシケシキハコレハヲミナヘシトムフヲ句ノハジメニ大
キハナズヽキトムモジヲ句ノハテニサカサセニスヱテ
ヨメル也此二首ヲバ上下ニ置タレバクツカフリノウ
タトイフ事也奥義抄上和歌六躰の事に
五ニ折句哥ハ五字あることを毎句のうへにおくなり
沓かむりハ此ことをかしらにおくなり
おと[illegible]わかれたといひたのもとへまづいひよ
うへて[illegible]とをたまへとおくり六ニ沓冠ノ折
句ノ哥ハ十字あることを句の上下におくなり此哥在
村上ノ御集廣幡御息所ノ許也而載ニ喜撰
式ニも不害若以古哥ヲ欲仁和ノ御制衣
あふさかもはてハゆきゝのせきもゐず
[illegible]已上出ッ喜撰式ニ又八雲御
抄ニ巻ニ折句毎句ノ上ニ物ノ名を一もじづゝおくなる
からころもきつゝなれにしつましあれバはる〳〵

きぬ〳〵びとそしてそのよ
とぐ〳〵山こゝろなくしなくそうそへてよ
あきとしこゝひとでなのまゝ折句皆冠ハ毎句
上下一文字ずつ入る
あまさのもとそていとそしらハあいてごきゝすこと
いつるこ凡ばみの字の色やう色ハ毎色の花このもの
みよあるやう
このうたのこゝろハ色ハとこゝろ色ハとかゞり
すてゝ物のもとゝ皆ゝとよませてうさ
きうたりしるとあるまゝごとにてうもてとこゝろもま
みそいつれぞやこれハひとをうづねてんゾやとこゝろ
とゝふ皆ハさきゞ〳〵の字のまのようもあるべし此式
さゝ〳〵なりこゝ已上の説どもと考て折句ハ毎句
の上下一字ずつと定てるき皆冠の折句ハ毎句の上下
一字ずつと定ておくなること之ゞ〳〵拾遺集四十二番
冠君とゝ〳〵まゝれ

きよらゝしとそしもゝまてるものやまひゝとの
あともさとそ住ゝれ（拾遺よ）ふるのこと
（拾遺）又折句ゑえのこと
ひとことゝうえてうゝきいけりのたれことのほとの
のやとのものとそひかのあんなほうれどもづゝりれば
引出ひ

（四）當座の歌のほくよまひ

右記童形等沿息事の字

當座續歌探題等哥數
多ゝ不可詳之詩以可同雖為堪能童形可
有恋者也只不見風情之絶妙可思露詞之
幽玄歌とゝ長ハ童形のるゝいひなれど
女房歌續なのもいやりうゝ歌おほくよみ
やるハるゝげゝこんあれいんひきるもの

（廿五）會席ゝ裝束引繕ハ

會席ゝ男女装束やりつゝひきゝ
さゝのゝそはどゝあづし右記童形等沿息事の字ゝ衣裳

等事和漢會席出仕之時殊可鮮也昔
延喜御宇此道中興之時至和四人漢七人之
外長于圓筥和仕達者並肩調面天暦
御時延喜遺風相續而梨壺五葉竹園
両家（拾遺兼明親王貞平親王の御ことゝ）其外淄素折花探珠觸境
隨時公私佳會朝参夕至或飛錦車或
連玉冠青白紙面有書鳳文之詩人左右
臂上鎖刷鶴凌硯士古人舊記披閲之
處殆發目眷也當世五條釈阿禅門（俊成）
自若至老此執心不廢絶ことゝかなとゝえ
そのゝ古書ゝ所見なほうう

（廿六）屏風障子なとゝの繪とゝのゝよゝ
顕昭法橋の拾遺抄註頗りすゝいゝとゝほゝ
と方山のゝとゝの神泉ゝ屏風障子等ゝ繪ゝ歌
ニヨムハヤガテ繪ニカケル人ゝ心ニナリテヨムナリゝゝ

（廿七）男女五ゝとゝのんゝなりて歌よむ

顕昭法橋の拾遺抄註部惡ものせこゝきまゝに

よひのまゝ　あの法ゝの男ノ歌ノ女心ニナリテヨ

ムモアリ又女ノ歌ノ男ノ心ニナリテヨムモアレバ

此歌ハ女ニナリテノ詠カ又女ヲワカセコトヨメル

歌モアリこゝとゝんぬ